

平成29年第10回定例会
藤崎町教育委員会議事録

日	時	平成29年10月23日(月)	午後1時30分
場	所	常盤生涯学習文化会館	多目的ホール

第10回定例会議事日程

1 開 会

2 議事録署名者の指名

3 会期の決定

4 教育委員会議事録の概要

5 報告事項

報告第15号 「スポーツプラザときわ」の行政財産から教育財産への用途変更
について

6 議案事項

議案第34号 学区外就学承認願について

7 その他

8 閉 会

藤崎町教育委員会

出席者委員

委員	(1番)	田澤 文雄
委員	(2番)	浅瀬石 久仁子
委員	(3番)	榊 公子
委員	(4番)	石澤 貴幸

教育委員会事務局

教育長	武田 登
学務課長・給食センター所長	兵藤 範明
生涯学習課長、常盤生涯学習文化会館・常盤公民館長	森 篤

事務局職員

学務課課長補佐	木村 宣文
学務課学務係長	長内 真理子
学務課主事	阿保 匠

午後1時30分 開会

◎武田教育長 ただいまから、平成29年第10回藤崎町教育委員会会議を開会いたします。はじめに、藤崎町教育委員会会議規則第26条の規定により、本日の議事録署名者を1番の田澤委員と4番の石澤委員にお願いします。

次に、藤崎町教育委員会会議規則第9条の規定により、会期についてお諮りします。会期を平成29年10月23日の一日間とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

◎武田教育長 異議無しと認め、会期を平成29年10月23日の一日間とします。次に、平成29年第9回藤崎町教育委員会の定例会の概要について、報告をお願いします。

◎木村学務課課長補佐（事務局）平成29年第9回藤崎町教育委員会定例会の概要を報告します。平成29年第9回定例会は、平成29年9月28日（木）午後1時30分から常盤生涯学習文化会館多目的ホールにおいて開催されました。委員及び関係者の欠席はありませんでした。

議決事項では、議案第31号「藤崎町立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する教育委員会規則案」、議案第32号「藤崎町学区外就学許可基準について」、議案第33号「教育委員会評価委員の委嘱について」が報告されました。

第9回定例会 議事録の概要は、以上であります。

◎武田教育長 報告が終わりましたが、ご質問等ございますか。

〔「なし」という声あり〕

◎武田教育長 無ければ、報告事項に入ります。報告第15号『「スポーツプラザときわ」の行政財産から教育財産への用途変更について』報告をお願いします。

◎木村学務課課長補佐（事務局）1ページをお開き下さい。報告第15号『「スポーツプラザときわ」の行政財産から教育財産への用途変更について』標記について、別紙のとおり報告する。

平成29年10月23日提出

提出者 藤崎町教育委員会 教育長 武田 登

理由 行政財産である「スポーツプラザときわ」を明德中学校の体育館として教育財産に用途変更することについて、報告するものであります。関係条文は、次ページに記載のとおりであります。

報告内容につきましては、生涯学習課 森課長よりご説明いたします。

◎森生涯学習課長 3、4ページをお開きください。「スポーツプラザときわ」の行政財

産から教育財産への用途変更について、平成29年第3回定例会（9月）での、「町政に対する一般質問」において、阿部祐己議員より、「明徳中学校の体育施設について」の質問を受けました。

議員からの質問としては、明徳中学校の体育館については、現在、無い状態であり、「スポーツプラザときわ」を一時借用し、生徒の活動の場としていることは、周知の事実である。

また、平成28年度の藤崎町決算書における、スポーツプラザときわ使用料については402,350円が歳入決算として計上されていることから、様々なスポーツ団体が利用していることが伺える。

このことを踏まえ、明徳中学校における体育館利用の今後についてお尋ねするとのことでした。

町長答弁要旨としては、明徳中学校の体育館は、老朽化に伴う解体により、学校施設としての体育館は無い状況であり、現在は、体育の授業等に関しては生涯学習課管理の「スポーツプラザときわ」を使用している。

「スポーツプラザときわ」は、町の運動施設として平成16年度に設置された施設で、その施設利用については、明徳中学校の教育活動での使用を第一義とし、平日の夜間及び休日は、一般のスポーツ施設として広く開放している。

施設利用に際し、平日の午後6時までは、学校側が自由に使用できる体制とし、午後7時から9時、及び祝祭日等の利用については、生涯学習課において、その調整を行っている。

学校側の臨時的な利用が必要となった場合等、一般の方に不便をお掛けする場合もあることから、今後、利用主体である明徳中学校及び施設を利用している団体等と協議し、教育財産への用途変更について検討して参りたい。

議員からの再質問要旨としては、施設の利用管理については、利用団体と調整を取っているとのことであるが、現在における施設管理及び利用状況はどのようなになっているのかとのことでした。

それに対する答弁要旨としては、施設の利用管理における通常清掃について、明徳中学校及び利用団体で実施し、年1回特別清掃として、アリーナ床洗浄、ワックス掛け及び窓ガラス清掃を実施している。

また、平成28年度の利用状況は、利用団体が延べ8団体、222回利用し、うち45回が利用料の全額免除となっている。

議員からの二回目の再質問がありまして、「スポーツプラザときわ」が教育財産へ用途変更となった場合の今後の事務処理はどのようなになるのかとのことでした。

た。

それに対しての答弁として、想定される事案を説明しました。教育委員会での施設移管協議、「スポーツプラザときわ条例」及び「スポーツプラザときわ管理運営規則」の廃止条例の上程可決、学校施設設備の表簿の追加作成、町民等利用団体への周知が必要となると答えました。

最後に議員からの再質問総括要旨としては、行政財産から教育財産へと移管となった場合、学校側においては教育的施設管理が徹底されるとともに、施設管理の一元化が図られる。一方、教育財産となった場合には、利用団体に対してサービスが低下することのないようにしていただきたいということでした。

今後の対応としては教育委員会での施設移管協議 平成29年第9回町教育委員会において、町議会9月定例会における一般質問の報告と今後の対応方について口頭説明しました。平成29年第10回町教育委員会において、施設移管に関する協議していきたいと思っております。平成29年11月招集の第11回町教育委員会において、関係条例等の改廃議案の提出及び審議、議決と進んでいきます。

提出予定の条例等としては、4つ想定されます。1つめはスポーツプラザときわ条例を廃止する条例案、2つめはスポーツプラザときわ管理運営規則を廃止する教育委員会規則案、3つめは藤崎町教育委員会公印規則の一部を改正する教育委員会規則案、4つめは藤崎町教育委員会事務局決裁規程の一部を改正する教育委員会規程案可決後に明德中学校における対応等が必要となってきますが、平成30年度町一般会計当初予算要求を今までは学校施設だけでしたけども体育館関係経費も要求する必要が出てきます。それについては、要求に関する参考資料等を中学校に提供いたします。また、学校施設設備の表簿の追加作成をする必要が出てきます。藤崎町学校施設使用条例及び施行規則に基づく「使用許可申請書」の受付受理等が学務課での対応になってきます。

今後の教育委員会における対応等については、平成29年12月招集の第4回町議会定例会において、関係条例の改廃議案の提出及び審議を行うこととなります。教育委員会が関係する条例としてはスポーツプラザときわ条例を廃止する条例案、総務課が関係する条例としては藤崎町暴力団排除のための公共施設の利用規制に関する条例の一部を改正する条例案を提出されます。また、町民等利用団体への周知としては文書、広報及び町ホームページを考えております。

「スポーツプラザときわ」の行政財産から教育財産への用途変更については、以上であります。

- ◎武田教育長 報告が終わりました。ご質問等ございますか。
- ◎石澤委員 はい、平成28年度の利用状況が延べ8団体ということでしたが、どのような団体が利用しているか教えてください。
- ◎森生涯学習課長 はい、町体育協会の関係は、卓球協会、バドミントン協会、バレーボール協会、その他ジュニアバドミントンクラブ、県バドミントンクラブ、中弘南黒地区バドミントンクラブ、中体連でのバドミントン大会の8団体となります。
- ◎石澤委員 全てスポーツですか。
- ◎森生涯学習課長 はい、生涯学習課を通しての貸し出しは全てスポーツとなっております。
- ◎田澤委員 はい、様々な手続きを踏まえて、行政財産から教育財産に変更するということでしたが、明德中学校とスポーツプラザときわの通路に関して接続部分の工事としては大体いつごろになるでしょうか。
- ◎森生涯学習課長 はい、まだ計画は立てておりません。スポーツプラザときわの一階部分、今の通路部分に壁を作った場合、非常口がなくなります。非常口がなくなりますと、構造上非常に難しいとのことでした。色々な施工業者に例えば、二階から体育館へ通るようにとかもできるでしょうし、また別な非常口を整備して、構造設計の部分で作り直していくというやり方もあるだろうと思います。スポーツプラザときわは義務教育施設ということで文科省からの補助金ではなく、総務省からの補助事業で建てたものでして、その用途変換についてはもうできるということで今報告申し上げた内容になります。用途変更ができるということは予算の目処がついたときに、工事してつなげるということも可能になると思います。今のところは雨、雪、風を防げるような対応をできる限り早くやっていくことになると思います。
- ◎榊委員 はい、学校施設になるということはスポーツプラザときわという名称もなくなるということですか。
- ◎森生涯学習課長 はい、そうです。
- ◎榊委員 はい、そうであれば明德中学校体育館ということになるわけですね。
- ◎武田教育長 明德中学校とスポーツプラザときわの件ですが、よく言われるのがつなげなくてもいいから同じ高さにしてくれという要望があります。それもちょっと無理だということでした。また、普通の建設屋も手をつけないということでした。理由としては、非常口とか耐震の問題が出てくるということでしたのでこのあたりの大工さんにも声をかけてみたのですが、やれないということでした。「スポーツプラザときわ」の行政財産から教育財産への用途変更について、他にご質問等

ありますか。

〔「なし」という声あり〕

◎武田教育長 無ければ、続いて議案審議に移ります。議案第34号「学区外就学承認願について」を議題としますが、この案件には、個人情報が含まれることから、審議については、藤崎町教育委員会会議規則第13条第1項ただし書の規定に基づき、公開しないこととしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

－非公開審議－

◎武田教育長 非公開の審議を終了し、議案第34号「学区外就学承認願について」は、審議しましたとおりとします。以上で、会議を終了いたします。皆様、ありがとうございました。

会議録作成者
藤崎町教育委員会 学務課
主事 阿保 匠

閉会時間 午後3時

教育長 武日 登

1番 田澤文 広佳

4番 石澤貴 幸